

平成30年5月14日

プレスリリース

報道各位

業務規程及び受託契約準則一部変更の認可について

平成30年3月15日開催の第252回定例理事会において決議されました業務規程及び受託契約準則の一部変更につきましては、主務省に認可申請しておりましたところ、本日付で別紙のとおり認可されましたので通知いたします。

以上

農林水産省指令 30食産第699号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

平成30年5月2日付け30堂島商取発第37号をもって認可申請のあった業務規程及び受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成30年5月14日

農林水産大臣 齋藤



業務規程新旧対照表

大阪堂島商品取引所

新	旧
<p><u>(当月限納会日における売買約定成立の特例)</u></p> <p>第21条の2 会員は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の立会終了後において、他の会員と約定値段について合意したときは、本所に申し出て、本所がその承認をしたものについては、本所は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。この場合において、会員は当該申出を当月限納会日の午後1時までに行わなければならない。</p> <p><u>(受渡決済等の方法)</u></p> <p>第154条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 第1項から第3項までの規定に基づき受渡しによる決済を行うこととなった受渡玉について、受渡しの当事者たる会員が受渡しを履行しない場合、本所は同項の規定にかかわらず、当該者に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を清算機構に納入させ、清算機構が当該金額を当該受渡玉の相手方に交付することをもって当月限の最終帳入値段により当該受渡玉を転売又は買</p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p>(受渡決済の方法)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>戻したものとみなし、その売買約定を結了させることができるものとする。この場合において、当該者が負担する金銭の額は、本所がその都度定めて清算機構に通知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該者が受方の場合 渡方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を販売するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額。</u></p> <p><u>(2) 当該者が渡方の場合 受方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を調達するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額。</u></p> <p><u>6 前項において、受渡しの当事者たる会員が、やむを得ない理由がないにもかかわらず、故意に受渡しを履行しない場合、本所は定款第108条の規定に基づき当該会員に対し処分を行うものとする。</u></p>	

附則

平成30年3月15日開催の理事会において決議した第21条の2（当月限納会日における売買約定成立の特例）の新設及び第154条（受渡決済等の方法）の変更は、農林水産大臣認可の日（平成30年5月14日）から施行する。

受託契約準則新旧対照表

大阪堂島商品取引所

新	旧
<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 受託会員は、売付けの場合であって、その建玉(本所の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。)に係る倉荷証券(本所の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するもの)を取引証拠金として差し入れた委託者にあつては、<u>第11条第2項</u>に定める取引証拠金の全部又は一部の差し入れ又は預託を受けないことができる。</p> <p>(取引証拠金の差し入れの猶予)</p> <p>第10条の2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項の場合において、委託者及び受託会員は、<u>第11条第2項</u>の規定にかかわらず、受託会員が定めるところにより直接預託LG契約の契約預託金額を限度として総額の不足額又は現金不足額に相当する取引証拠金の差し入れの猶予を受け、及び差し入れを猶予することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託会員は、売付けの場合であって、その建玉(本所の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。)に係る倉荷証券(本所の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するもの)を取引証拠金として差し入れた委託者にあつては<u>第11条の2</u>に定める取引証拠金の全部又は一部の差し入れ又は預託を受けないことができる。</p> <p>(取引証拠金の差し入れの猶予)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、委託者及び受託会員は、<u>第11条及び第11条の2</u>の規定にかかわらず、受託会員が定めるところにより直接預託LG契約の契約預託金額を限度として総額の不足額又は現金不足額に相当する取引証拠金の差し入れの猶予を受け、及び差し入れを猶予することができる。</p> <p>4 (略)</p>

新	旧
<p>(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)</p> <p><u>第11条 受託会員は、総額の不足額又は現金不足額が発生したときは、委託者に対し、速やかにその不足額の発生及び差し入れ又は預託すべき額を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 委託者は、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに、受託会員に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。</u></p> <p><u>第11条の2 (削除)</u></p>	<p>(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p><u>第11条 委託者は、委託に係る取引が成立した場合において、受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回っているとき又は預り証拠金のうち金銭の額が委託者の現金支払予定額を下回っているときは、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに、受託会員に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。</u></p> <p>(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)</p> <p><u>第11条の2 受託会員は、委託者に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該委託者から当該不足額が発生した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに差し入れ又は預託させなければならない。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てさせることができないものとする。</u></p>

新	旧
<p>(取引証拠金の預託の時期に関する特例)</p> <p>第12条の2 第11条第2項に規定するもののほか、受託会員は、取引証拠金の差し入れ又は預託の時期について委託者と特約を結ぶことができる。</p> <p>(取引証拠金の不納による取引の処分)</p> <p>第14条 受託会員は、委託を受けた取引につき、委託者が第11条第2項の規定による取引証拠金を所定の日時(第12条の2の規定に基づき特約を結んだ場合にあっては、当該特約に定めた日時を含む)までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、当該委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取引不成立の通知)</p> <p>第20条 受託会員は、委託を受けた取引の全部又は一部が成立しなかったときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>	<p>(取引証拠金の預託の時期に関する特例)</p> <p>第12条の2 第11条及び第11条の2の規定するもののほか、受託会員は、取引証拠金の差し入れ又は預託の時期について委託者と特約を結ぶことができる。</p> <p>(取引証拠金の不納による取引の処分)</p> <p>第14条 受託会員は、委託を受けた取引につき、委託者が第11条及び第11条の2の規定による取引証拠金を所定の日時(第12条の2の規定に基づき特約を結んだ場合にあっては、当該特約に定めた日時を含む)までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、当該委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(取引不成立の通知)</p> <p>第20条 受託会員は、委託を受けた取引の全部又は一部が成立しなかったときは、遅滞なく、その旨を委託者に理由を付して通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 受託会員は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該</p>

新	旧
<p>(1) ・ (2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、受渡しの当事者たる会員が受渡しを履行せず、本所が転売又は買戻ししたものとみなして処理した場合</u></p> <p><u>(4) 本所の定款に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合</u></p>	<p>当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p><u>(3) 本所の定款に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合</u></p>

附則

第7条（取引証拠金の差し入れ又は預託）、第10条の2（取引証拠金の差し入れの猶予）、第11条（取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期）、第12条の2（取引証拠金の預託の時期に関する特例）、第14条（取引証拠金の不納による取引の処分）、第20条（取引不成立の通知）、及び第24条（臨機の場合の措置等）の変更規定並びに第11条の2（取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託）の削除は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成30年5月14日）に施行する。これに伴い、平成23年1月1日に施行した準則の附則第4項において、「第11条後段及び第11条の2後段の規定」とあるのは「第11条第2項の規定」と読み替えるものとする。